

真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱の調査基準価格設定等及び真岡市最低制限価格制度事務処理要綱の最低制限価格設定に関する運用について

令和5年1月1日

標記の件について、真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱（以下、「低入札価格調査要綱」という。）第3条及び第6条並びに真岡市最低制限価格制度事務処理要綱（以下、「最低制限価格要綱」という。）第3条の運用を下記のとおり定めたので通知します。

なお、平成30年10月1日付け真総第132号「真岡市低入札価格調査制度事務処理要綱の調査基準価格設定等及び真岡市最低制限価格制度事務処理要綱の最低制限価格設定に関する運用について」は廃止します。

記

1 適用工事の調査基準価格の設定（低入札価格調査要綱第3条関係）

(1) 調査基準価格の算定にあたり、土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事は土木工事（建築工事及び設備工事以外）に含まれるものとし、次表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、「低入札価格調査要綱第3条でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものとする。

工事の種別		低入札価格調査要綱第3条でいう経費等の区分			
		①直接工事費に区分するもの	②共通仮設費に区分するもの	③現場管理費に区分するもの	④一般管理費等に区分するもの
鋼橋上部工事	鋼橋製作工（工場製作）	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
土木電気通信設備工事	機器単体費（工場製作）	直接製作費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
土木機械設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道機械設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/4	機器費×1/4	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道電気設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/5	機器費×1/5	機器費×1/10
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

なお、土木電気通信設備工事において機器単体費を、土木機械設備工事において製作費（製作原

価に一般管理費等を加えた額)を見積り等(積み上げ積算以外)により決定した場合、低入札価格調査要綱第3条でいう経費等の額は次のとおりとする。

- ① 直接工事費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 2
- ② 共通仮設費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 5
- ③ 現場管理費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 5
- ④ 一般管理費等 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 10

ただし、表の「工事の種別」に掲げる工事において見積り等(積み上げ積算以外)により決定した場合、見積り内訳で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に相当する額(割合)が明示されているときは、その額(割合)によるものとする。

(2)「工事価格への積上費(請負率対象外)」が含まれる工事の調査基準価格の設定(低入札価格調査要綱第3条の1関係)

「工事価格への積上費(請負率対象外)」が含まれる工事については、低入札価格調査要綱第3条の1の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額(ただし、その額が工事価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額)に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えた額)に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- ⑤工事価格への積上費(請負率対象外)の額

2 基本調査及び数値的判断基準(低入札価格調査要綱第6条関係)

(1)基本調査の実施及び数値的判断基準の算定にあたり、1の表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、同表の「低入札価格調査要綱第3条でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものとする。

(2)「工事価格への積上費(請負率対象外)」が含まれる工事については、低入札価格調査要綱第6条の1の(5)の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

入札書記載金額が、次に掲げる①から⑤までの合計額から⑥を減じ、1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- ①予定価格算定の基礎となった直接工事費の額(建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額)に10分の9.7を乗じて得た額
- ②予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③予定価格算定の基礎となった現場管理費の額(建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に

- 10分の1を乗じて得た額を加えた額)に10分の9を乗じて得た額
- ④予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
  - ⑤工事価格への積上費(請負率対象外)の額
  - ⑥予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額

3 適用工事の最低制限価格の設定(最低制限価格要綱第3条関係)

最低制限価格の算定にあたっては、1の「調査基準価格」を「最低制限価格」、「低入札価格調査要綱」を「最低制限価格要綱」と読み替えて運用するものとする。

4 その他

この運用は、令和5年1月1日から適用する。